

岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度

運用の手引き

令和5年4月

岐阜県

■目次

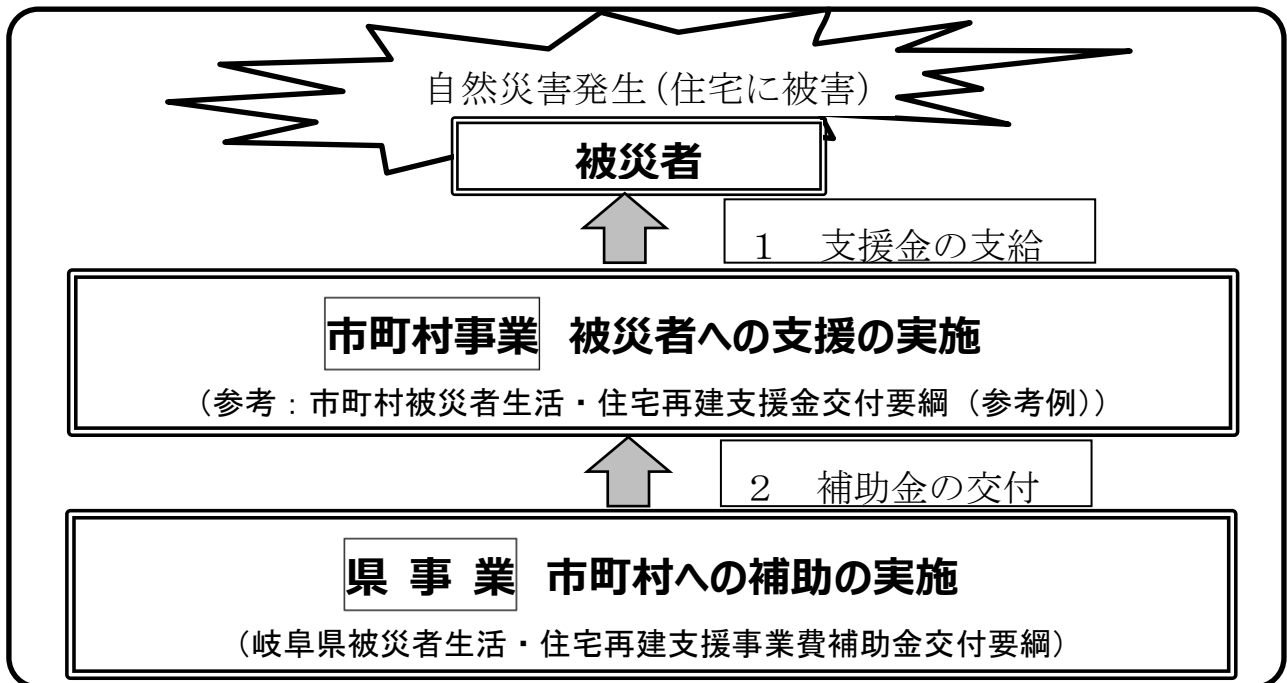
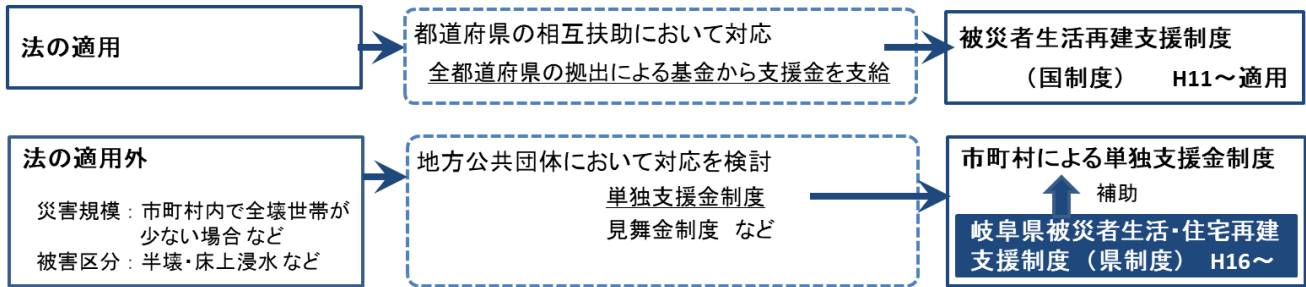
| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| I | 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱について…………… | 1 |
| II | 市町村被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（参考例）について…………… | 6 |
| III | 要綱に基づく実務について…………… | 11 |
| IV | 参考資料 | |
| | 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱…………… | 13 |
| | 市町村被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（参考例）…………… | 17 |
| | 市町村被災者生活・住宅再建支援金 受付チェックシート（参考例）…………… | 21 |
| V | 岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度 Q & A…………… | 22 |

【改定履歴】

| | 版数 | 日付 | 変更履歴／内容 |
|---|-------|--|--------------------------------------|
| 1 | 初版 | 平成 31 年 3 月 22 日 (平成 H31 年度分の予算に係る 補助金から適用) | 初版作成 |
| 2 | 第 2 版 | 令和 3 年 5 月 19 日 (令和 3 年 4 月 1 日以降に発生し た災害に係る補助金から適用) | 被災者生活再建支援法改正に伴う改定 |
| 3 | 第 3 版 | 令和 5 年 4 月 21 日 (令和 5 年 4 月 1 日から適用) | 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補 助金交付要綱改正に伴う改定 |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度の概要

岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度は、被災者生活再建支援法に基づく支援金制度（国制度）の補完のため、市町村による独自の支援金制度に対する県単独の補助制度として、平成16年度に創設。



＜支援金の支給額＞ 支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① **基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給) (単位：千円)

| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| 金額 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 500 | — | 500 | 300 |

② **加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給)

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | | 補修 | | 賃借 | |
|---------|---------------------|-------------|---------------------|-------------|------------------------------|-----------------------|
| 住家の被害程度 | 全壊 長期避難 大規模半壊 | 解体 中規模半壊 | 全壊 長期避難 大規模半壊 | 解体 中規模半壊 | 全壊 長期避難 大規模半壊 中規模半壊 | 解体 中規模半壊 (法対象者) |
| 金額 | 2,000 | 1,000 | 1,000 | 500 | 500 | 250 |

※単数世帯は、各該当金額の3/4の額

※半壊、床上浸水被害は、基礎支援金のみ支給

I 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱について

1 趣旨（要綱第1条）

甚大な自然災害が発生した際には、被災者の生活及び住宅の再建に資するため、全国的な支援制度として、平成10年から被災者生活再建支援法（以下「法」という。）が施行されていますが、同法による支援金制度（国制度）は大規模な災害を対象にするものであるため、本県では、国制度の補完のため、市町村が当該被災者に対し独自に支援金を支給する場合、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものとして、平成16年度に県単独の支援制度である「岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度（県制度）」を創設し、運用しています。

その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによっています。

県では、県制度について、令和2年12月に国制度が改正されたことに伴い、国制度と同水準となるように改正し、新たな県制度を運用することとしました。（p5「要綱の改正概要」のとおり）

この要綱では、県は、市町村が当該被災者に対し支援金を支給する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものと定めています。

2 自然災害の定義（要綱第2条）

この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものとします。

- (1) 県内又は隣接県で法が適用された場合の自然災害。
- (2) 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認める自然災害。

なお、要綱第2条第1項第2号の「知事が特に必要と認めるもの」の例として次に掲げるケースなどを想定していますが、要綱の対象とする自然災害の規模を定量的に提示できないことから、災害発生の都度、知事と被災市町村長との協議で県制度の適用、不適用を決定することとなります。

- ・(例) 集中豪雨の発生等により局地的に甚大な被害が発生した場合であって、山間部集落において住家数が少なく法定要件を満たさないケース

3 被災世帯の定義（要綱第2条）

この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものとします。

| 被害区分 | 定義 |
|---------|--|
| 全壊世帯 | 自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅（以下「居住用住宅」という。）が全壊した世帯 |
| 解体世帯 | 自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 |
| 長期避難世帯 | 自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 |
| 大規模半壊世帯 | 自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難であると認められる世帯（解体又は長期避難世帯を除く。） |
| 中規模半壊世帯 | 自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（解体、長期避難又は大規模半壊世帯を除く。） |
| 半壊世帯 | 自然災害により居住用住宅が半壊した世帯（解体、長期避難、大規模半壊又は中規模半壊世帯のいずれかに該当する世帯を除く。） |
| 床上浸水世帯 | 自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯 |

4 住宅の被害認定

住宅の被害は、市町村長が交付する「罹災証明書」により確認するものとします。

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に係る「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき市町村が実施します。

※参考 内閣府 HP (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>)

5 補助対象事業（要綱第3条）

この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者である市町村が、被災世帯の世帯主（当該被害について、法第3条第1項に規定する支援金の支給の対象となる者（中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）を除く。以下「支援対象者」という。）に対し、生活及び住宅の再建に資するため、次に掲げる支援金を支給する事業とします。

- (1) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金
- (2) 加算支援金 住宅の再建の方法に応じて支給する支援金

6 支援金の申請期限（要綱第3条）

支援金の申請期限は、以下のとおりとします。

支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに支援対象者から支給の申請があつたものに限ります。

7 支援対象者（要綱第3条）

支援対象者は、自然災害によって、居住用住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住用住宅が解体に該当するに至った世帯、長期避難の状態となつた世帯主とします。なお、法の支援の対象となる者は、支援対象者となりません（中規模半壊世帯であつてその居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）。

別表（要綱第3条関係）

（単位：千円）

| 区分 | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | 合計金額 |
|------|------------------|-------|---------|-------------------------|-------------------------|
| | 住宅被害の程度 | 金額 | 住宅の再建方法 | 金額 | |
| 複数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 1,000 | 建設・購入 | 2,000 | 3,000 |
| | | | 補修 | 1,000 | 2,000 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,500 |
| | 大規模半壊 | 500 | 建設・購入 | 2,000 | 2,500 |
| | | | 補修 | 1,000 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,000 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 1,000 | 1,000 |
| | | | 補修 | 500 | 500 |
| | | | 賃借 | 500 (法対象者にあつては、250) | 500 (法対象者にあつては、250) |
| | 半壊 | 500 | — | — | 500 |
| 床上浸水 | 300 | — | — | 300 | |
| 単数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 750 | 建設・購入 | 1,500 | 2,250 |
| | | | 補修 | 750 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 375 | 1,125 |
| | 大規模半壊 | 375 | 建設・購入 | 1,500 | 1,875 |
| | | | 補修 | 750 | 1,125 |
| | | | 賃借 | 375 | 750 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 750 | 750 |
| | | | 補修 | 375 | 375 |
| | | | 賃借 | 375 (法対象者にあつては187.5) | 375 (法対象者にあつては187.5) |
| | 半壊 | 375 | — | — | 375 |
| 床上浸水 | 225 | — | — | 225 | |

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

8 補助対象経費および補助金の額（要綱第4条）

県は、補助事業者が支援対象者に要綱第3条第1項に規定する支援金をそれぞれ別表に掲げる額を上限として支給したとき、その支給した額の3分の2を乗じて得た額を補助します。

また、補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

9 補助金の交付申請（要綱第5条）

補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければなりません。

10 補助金の交付の決定（要綱第6条）

県は、要綱第5条の交付申請に係る補助対象事業が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式により、通知します。

11 実績報告（要綱第11条）

補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければなりません。

12 補助金の額の確定（要綱第13条）

県は、要綱第11条の規定による報告を受けた場合においては、報告に係る補助事業の執行が交付決定の内容に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとします。

13 補助金の概算払（要綱第14条）

要綱第13条の規定による額の確定を受けた補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければなりません。

14 住宅の再建状況の確認（要綱第15条）

補助事業者は、加算支援金に係る支援対象者の居住用住宅の再建状況について、住宅の再建完了後、速やかに、別記第8号様式による報告書を知事に提出しなければなりません。

県へは、住宅再建の完了日、市町村確認日、確認した書類等について、完了の都度報告するものとします。

なお、完了確認の方法は、市町村の各要綱等において規定することとします。

要綱の改正概要（令和3年5月改正内容）

■法改正に伴い、支援対象とする被害区分の拡充及び定義の明示（第2条関係）

- ・ 市町村が補助事業者となる被災世帯の被害区分について、「全壊」「解体」「長期避難」「大規模半壊」「半壊」「床上浸水」に加え、新たに「中規模半壊」を追加するとともに、その定義を明示する。

■「中規模半壊」について国制度と同水準とし、現行の県制度の水準の維持

- ・ 「中規模半壊」について、国制度の改正（建設100万円、補修50万円、賃借25万円）と同水準とする。
- ・ 「賃借」については、現行の県制度の水準（50万円）を維持する。
→建設100万円、補修50万円、賃借50万円
※ 国制度対象世帯は、県制度の支援対象外だが、賃借のみ県制度支援額との差額（25万円）を県制度で支給する。

■改正後要綱の施行（附則）

- ・ 令和3年4月1日以降に発生した災害に係る補助金から適用する。

要綱の改正概要（令和5年4月改正内容）

■第11条第2項 実績報告書の提出期限を変更

第12条 完了確認に係る条項及び別記様式第5号の新設

- ・ 年度内に実績報告書の提出期限を定め、実績報告書の提出後に県において補助事業の完了確認を行う旨を明示する。

■改正後要綱の施行（附則）

- ・ 令和5年4月1日から施行する。

Ⅱ 市町村被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（参考例）について

1 趣旨（（参考例）第1条）

この要綱は、甚大な自然災害が発生した際に、被害を受けた被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとします。

2 自然災害の定義（（参考例）第2条）

この（参考例）において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものとします。

- (1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたもの
- (2) 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、市町村長が特に必要と認めるもの

3 支援対象者（（参考例）第3条）

- ① 市町村は、自然災害により（参考例）第2条第2項の各号のいずれかに該当する被災世帯の世帯主に対し、（参考例）第4条に定める支援金の支給を行うものとします。
- ② ①にかかわらず、法の支援の対象となる者は、支援対象者としません（中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）。
- ③ 住宅の被害は、市町村長が発行する罹災証明書により確認するものとします。

4 支援金の区分及び支給額（（参考例）第4条）

- ① 被災世帯の世帯主に対する支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）及び住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）とし、支給申請に基づきその一方または両方を支給するものとします。
- ② 支援金の金額は、（参考例）それぞれ別表に掲げる額を上限とします。

別表（要綱第4条関係）

（単位：千円）

| 区分 | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | 合計金額 |
|------|------------------|-------|---------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 住宅被害の程度 | 金額 | 住宅の再建方法 | 金額 | |
| 複数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 1,000 | 建設・購入 | 2,000 | 3,000 |
| | | | 補修 | 1,000 | 2,000 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,500 |
| | 大規模半壊 | 500 | 建設・購入 | 2,000 | 2,500 |
| | | | 補修 | 1,000 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,000 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 1,000 | 1,000 |
| | | | 補修 | 500 | 500 |
| | | | 賃借 | 500 (法対象者 にあって は、250) | 500 (法対象者 にあって は、250) |
| | 半壊 | 500 | — | — | 500 |
| 床上浸水 | 300 | — | — | 300 | |
| 単数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 750 | 建設・購入 | 1,500 | 2,250 |
| | | | 補修 | 750 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 375 | 1,125 |
| | 大規模半壊 | 375 | 建設・購入 | 1,500 | 1,875 |
| | | | 補修 | 750 | 1,125 |
| | | | 賃借 | 375 | 750 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 750 | 750 |
| | | | 補修 | 375 | 375 |
| | | | 賃借 | 375 (法対象者に あつては、 187.5) | 375 (法対象者に あつては、 187.5) |
| | 半壊 | 375 | — | — | 375 |
| 床上浸水 | 225 | — | — | 225 | |

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

5 支援金の支給申請（（参考例）第5条）

支援金の支給を受けようとする支援対象者は、（参考例）別記第1号様式（以下「支援金申請書」という。）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を支援金申請書に添付して支給申請を行わなければなりません。

市町村被災者生活・住宅再建支援金受付チェックシート参考例も参照ください。

<基礎支援金の受付>

- ①支援金申請書（別記第1号様式）
- ②住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ③罹災証明書
- ④預金通帳の写し等の書類
- ⑤住宅を解体した場合には、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書〔例：市町村発行の解体証明書、登記簿謄本（滅失登記済）〕
- ⑥敷地被害による解体の場合には、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- ⑦長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の証明書類
 - ・その他市町村長が必要とする書類

<加算支援金の受付>

- ・住宅の建設、購入、補修または賃借を行うことを示す契約書等の写し（経費の内訳が確認できる書類を含むこと。）
- ・その他市町村長が必要とする書類

6 申請受付期間（（参考例）第5条）

支援金にかかる申請受付期間は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、市町村長が申請書を受理したものに限ります。

7 支援金の支給決定及び支給（（参考例）第6条）

市町村は、支援金申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、市町村被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により、適正であると認めないときは、市町村被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知します。

8 状況報告（（参考例）第7条）

住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金に係る支給決定を受けた世帯主は、申請内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類（領収書等の当該住宅の再建に要した経費の支出が確認できるもの）を、市町村被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書（別記第4号様式）により再建完了後速やかに市町村長に提出しなければなりません。

【住宅の再建に要した経費の支出が確認できる書類の例】

- ・領収書の写し
- ・工事写真
- ・申請者本人が補修する場合は、領収書の写しにあわせてレシート等の経費の内訳が分かる書類の写し

市町村長は、(参考例)第7条の規定による報告を受けた場合は、当該状況報告書および必要に応じて行う現地調査等により、支援金申請書の内容どおりに住宅の再建が完了したことを確認するものとします。

9 支給決定の取消し ((参考例)第8条)

市町村長は、次のいずれかに該当した場合には、(参考例)第6条による支援金の支給の決定の全部または一部を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- ② 第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。
- ③ その他市町村長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

なお、この規定により支援金の支給の決定の全部または一部を取り消した場合は、当該世帯主に速やかに通知するものとします。

10 支援金の返還 ((参考例)第9条)

市町村長は、(参考例)第8条の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援金の全部または一部の返還を請求するものとします。

この規定により当該支援金の全部または一部の返還を請求する場合は、当該世帯主に速やかに通知するものとします。

11 加算金および遅延金 ((参考例)第9条)

- ① 市町村長は、(参考例)第8条の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年〇.〇パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとします。
- ② 市町村長は、支援金の受給者に対し支援金の返還を請求した場合において、当該受給者がこれを返還の期限までに納付しなかったときは、その請求に係る支援金の納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年〇.〇パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとします。
- ③ 市町村長は、①および②の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該受給者の申請により、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとします。

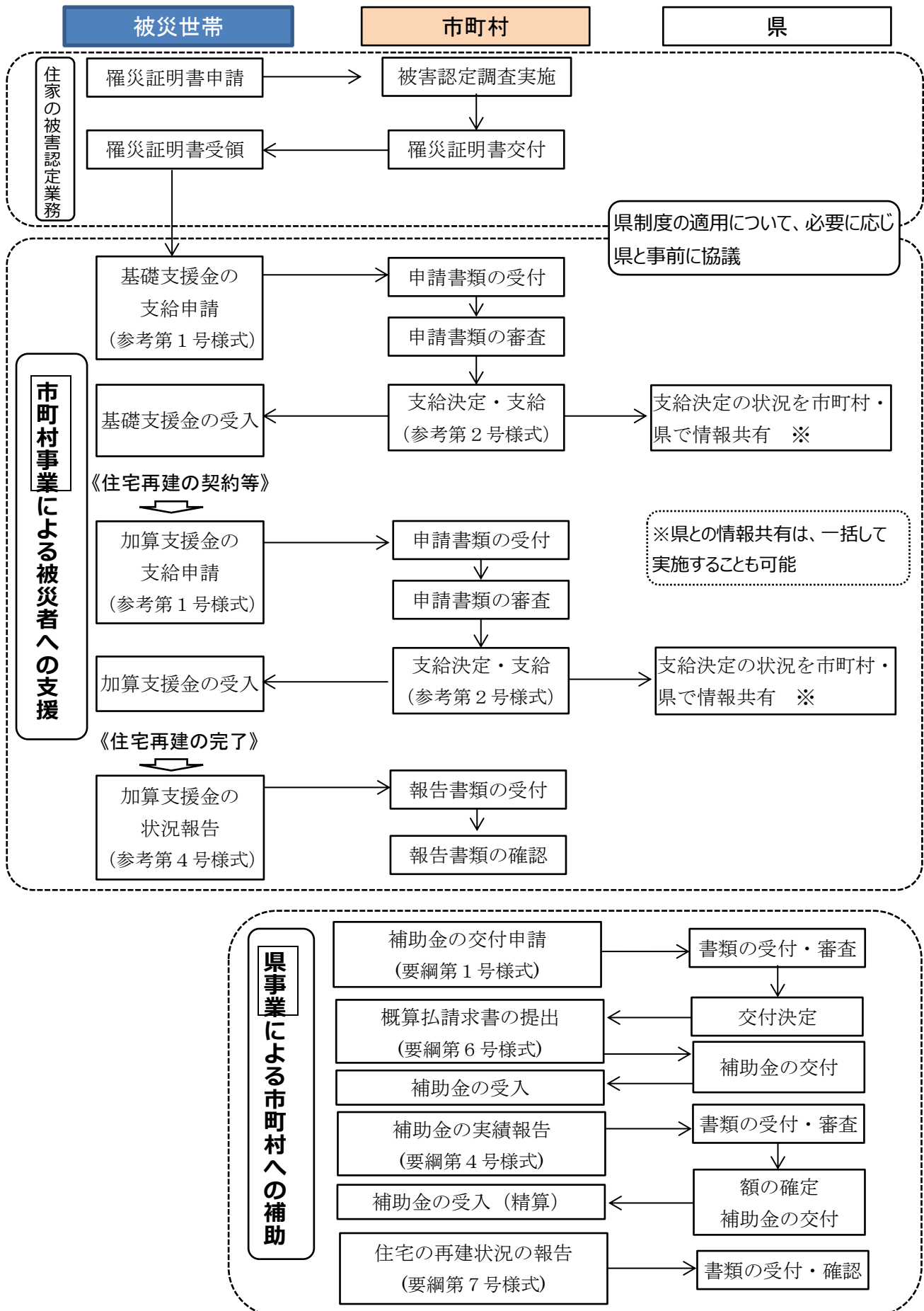
1 2 市町村被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（参考例）で定める様式

（参考例）では、次の4種類の様式及び第1号様式の記載要領を定めています。

- ①（参考例）別記第1号様式 ○○市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給申請書
 - ②（参考例）別記第2号様式 ○○市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書
 - ③（参考例）別記第3号様式 ○○市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書
 - ④（参考例）別記第4号様式 ○○市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書
- （参考例）○○市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給申請書（第1号様式）記載要領

Ⅲ 市町村要綱に基づく実務について

1 実務のフロー（市町村要綱第2条により適用される自然災害が発生した場合）



2 県に対する補助金交付申請について（要綱第5条）

- 補助金の交付の申請をしようとするときは、次の書類を知事に提出してください。
- ・別記第1号様式 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業補助金交付申請書
別紙1
別紙2
別紙3
 - ・補助対象事業に係る書類
市町村が実施する被災者生活再建支援事業に関する要綱、申請書および添付書類
 - ・その他知事が必要と認める書類

【申請書の添付書類とは、次のとおりです。】

- ・住民票その他の被災世帯の世帯構成が確認できる証明書の写し
- ・罹災証明書の写し
- ・住宅を解体した場合には、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類の写し
- ・敷地被害による解体の場合には、敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- ・長期避難世帯に該当する場合、当該世帯に該当する旨の市町村による証明書類
- ・補助事業者が支援対象者から徴取した契約書等の写し

3 県に対する補助金の実績報告について（要綱第11条）

- 補助事業の完了後、次の書類を知事に提出してください。
- ・別記第4号様式 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業実績報告書
 - ・市町村被災者生活再建支援事業の支給決定通知書の写し
 - ・市町村被災者生活再建支援事業に係る書類（支出証拠書類等）

4 県に対する補助金の概算払請求について（要綱第14条）

- 補助金の概算払請求をしようとするときは、次の書類を知事に提出してください。
- ・別記第7号様式 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金請求書（概算払）

5 住宅の再建状況の確認について（要綱第15条）

- 加算支援金に係る支援対象者の居住用住宅の再建状況について、住宅の再建完了後、次の書類を知事に提出してください。
- ・別記第8号様式 被災者生活再建支援事業に係る状況報告書

IV 参考資料

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、甚大な自然災害が発生した際に、被災者の生活及び住宅の再建に資するため、市町村が当該被災者に対し支援金を支給する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。

- (1) 県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたもの
- (2) 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認めるもの

2 この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅（以下「居住用住宅」という。）が全壊した世帯をいう。）
- (2) 解体世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。）
- (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。）
- (6) 半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊した世帯（第2号から前号までに掲げる世帯を除く。）をいう。）
- (7) 床上浸水世帯（当該自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯（前各号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、被災世帯の世帯主（当該被害について、法第3条第1項に規定する支援金の支給の対象となる者（中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）を除く。以下「支援対象者」という。）に対し、生活及び住宅の再建に資するため、次に掲げる支援金を支給する事業とする。

- (1) 基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（別表に掲げる額を上限とする。）であって、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに支援対象者から支給の申請があったものをいう。以下同じ。）
- (2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金（別表に掲げる額を上限とする。）であって、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までに支援対象者から支給の申請があったものをいう。以下同じ。）

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する支援金（以下「支援金」という。）の支給総額とし、補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 規則第22条に規定する書類、帳簿及び補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の翌年度以降5年間保管すること。

(事業の変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条第1号の知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助対象事業の遂行状況に関し、状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 実績報告書の様式は、別記第 4 号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定に属する年度の 3 月末日のいずれか早い日とする。

(完了確認)

第 12 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の完了確認を行い、別記第 5 号様式の事業確認調書を作成するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 規則第 1 4 条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第 6 号様式により行うものとする。

2 規則第 1 8 条第 2 項の規定による補助金の返還期限は、同項の規定による返還命令を受けた日から 20 日以内とする。

(補助金の概算払等)

第 14 条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記第 7 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(住宅の再建状況の確認等)

第 15 条 補助事業者は、随時、支援対象者が実施する居住用住宅の再建状況を確認しなければならない。

2 補助事業者は、支援対象者の居住用住宅の再建が完了したときは、速やかに、別記第 8 号様式により知事に報告しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 10 月 20 日からの台風 23 号による災害から適用する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日に遡って適用する。

この要綱は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した災害に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：千円）

| 区分 | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | 合計 金額 |
|------|------------------|-------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 住宅の 被害の程度 | 金額 | 住宅の 再建方法 | 金額 | |
| 複数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 1,000 | 建設・購入 | 2,000 | 3,000 |
| | | | 補修 | 1,000 | 2,000 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,500 |
| | 大規模半壊 | 500 | 建設・購入 | 2,000 | 2,500 |
| | | | 補修 | 1,000 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,000 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 1,000 | 1,000 |
| | | | 補修 | 500 | 500 |
| | | | 賃借 | 500 (法対象者 にあつて は、250) | 500 (法対象者 にあつて は、250) |
| | 半壊 | 500 | — | — | 500 |
| 床上浸水 | 300 | — | — | 300 | |
| 単数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 750 | 建設・購入 | 1,500 | 2,250 |
| | | | 補修 | 750 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 375 | 1,125 |
| | 大規模半壊 | 375 | 建設・購入 | 1,500 | 1,875 |
| | | | 補修 | 750 | 1,125 |
| | | | 賃借 | 375 | 750 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 750 | 750 |
| | | | 補修 | 375 | 375 |
| | | | 賃借 | 375 (法対象者 にあつては 187.5) | 375 (法対象者 にあつては 187.5) |
| | 半壊 | 375 | — | — | 375 |
| 床上浸水 | 225 | — | — | 225 | |

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（参考例）

（目的）

第1条 この要綱は、甚大な自然災害が発生した際に、被害を受けた被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。

(1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたもの

(2) 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、〇〇市(町)(村)長が特に必要と認めるもの

2 この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

(1) 全壊世帯（当該自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅（以下「居住用住宅」という。）が全壊した世帯をいう。）

(2) 解体世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。）

(3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。）

(4) 大規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

(5) 中規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

(6) 半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊した世帯（第2号から前号までに掲げる世帯を除く。）をいう。）

(7) 床上浸水世帯（当該自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯（前各号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

（支援対象者）

第3条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害によって、居住用住宅が被害を受けた被災世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者（中規模半壊世帯であつて、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）には、支援金は支給しない。

(支援金の区分及び支給額)

第4条 支援金は、基礎支援金(住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。)及び加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。)とし、その額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を上限とする。

(支給申請等)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて〇〇市(町)(村)長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、の支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに行わなければならない。

(支給決定及び支給)

第6条 〇〇市(町)(村)長は、前条の申請があつたときは内容を審査し、支援金を支給することを決定したときは〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書(別記第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定したときは〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書(別記第3号様式)により申請者へ通知する。

2 〇〇市(町)(村)長は、支援金の支給を決定した場合は、速やかに支援金を支給するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第5条の規定による申請内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を、〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書(別記第4号様式)により再建完了後速やかに市(町)(村)長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 〇〇市(町)(村)長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。
- (3) その他〇〇市(町)(村)長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

(支援金の返還)

第9条 〇〇市(町)(村)長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 支援金の受給者は、前項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年〇.〇パーセントの割合で計算した加算金を〇〇市(町)(村)に納付しなければならない。

3 支援金の受給者は、第1項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年〇.〇パーセントの割合で計算した

延滞金を〇〇市(町)(村)に納付しなければならない。

- 4 〇〇市(町)(村)長は、前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、支援金の受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、〇〇市(町)(村)長が別に定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：千円）

| 区分 | 基礎支援金 | | 加算支援金 | | 合計 金額 |
|------|------------------|-------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 住宅の 被害の程度 | 金額 | 住宅の 再建方法 | 金額 | |
| 複数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 1,000 | 建設・購入 | 2,000 | 3,000 |
| | | | 補修 | 1,000 | 2,000 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,500 |
| | 大規模半壊 | 500 | 建設・購入 | 2,000 | 2,500 |
| | | | 補修 | 1,000 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 500 | 1,000 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 1,000 | 1,000 |
| | | | 補修 | 500 | 500 |
| | | | 賃借 | 500 (法対象者 にあつて は、250) | 500 (法対象者 にあつて は、250) |
| | 半壊 | 500 | — | — | 500 |
| 床上浸水 | 300 | — | — | 300 | |
| 単数世帯 | 全壊 解体 長期避難 | 750 | 建設・購入 | 1,500 | 2,250 |
| | | | 補修 | 750 | 1,500 |
| | | | 賃借 | 375 | 1,125 |
| | 大規模半壊 | 375 | 建設・購入 | 1,500 | 1,875 |
| | | | 補修 | 750 | 1,125 |
| | | | 賃借 | 375 | 750 |
| | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 750 | 750 |
| | | | 補修 | 375 | 375 |
| | | | 賃借 | 375 (法対象者 にあつては 187.5) | 375 (法対象者 にあつては 187.5) |
| | 半壊 | 375 | — | — | 375 |
| 床上浸水 | 225 | — | — | 225 | |

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金 受付チェックシート (参考例)

1 基礎支援金の申請受付

ア 以下の書類がそろっているか。 [チェック欄]

| | |
|---|--|
| ① 〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給申請書 (別記第1号様式) | |
| ② 住民票等 (被災世帯の住所、世帯主および世帯の構成が確認できる書類) | |
| ③ 罹災証明書 | |
| ④ 支援金の振込先口座を確認できる預金通帳の写し (金融機関「本支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義「カタカナ名」の記載があるもの) | |

※ 住宅を解体した場合は、①～④に加え、以下の⑤の書類が必要です。

| | |
|--------------------------|--|
| ⑤ 解体証明書又は登記簿謄本(滅失登記済)の添付 | |
|--------------------------|--|

※ 敷地被害による解体の場合は、①～⑤に加え、以下の⑥の書類が必要です。

| | |
|---|--|
| ⑥ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等 (敷地被害が確認できる証明書) | |
|---|--|

※ 長期避難世帯の場合は、①～④に加え、以下の⑦の書類が必要です。

| | |
|---------------------------|--|
| ⑦ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書類 | |
|---------------------------|--|

イ 第1号様式

| | |
|---|--|
| 記載が必要な事項について、すべて記入されているか。 また、添付書類との整合など、誤った記述がないか。 | |
|---|--|

2 加算支援金の受付

ア 以下の書類がそろっているか。

| | |
|---|--|
| ① 〇〇市(町)(村)被災者生活・住宅再建支援金支給申請書 (別記第1号様式) | |
| ② 基礎支援金申請時に記載した世帯主の氏名、被災した住宅の住所が記載されているか。中規模半壊世帯については、住民票等、罹災証明書がそろっているか。 | |
| ③ 住宅の建設、購入、補修または賃借を行うことを示す契約書等の写し (経費の内訳が確認できる書類を含むこと。) | |
| ④ 契約書の写しは、被災時世帯主が契約の当事者になっているか。 | |
| ⑤ 契約書の写しは、建設工事、補修工事の別が工事名で判別できるか。 | |
| ⑥ 支援金の振込先口座を確認できる預金通帳の写し (金融機関「本支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義「カタカナ名」の記載があるもの) | |

イ 第1号様式

| | |
|---|--|
| 記載が必要な事項について、すべて記入されているか。 また、添付書類との整合など、誤った記述がないか。 | |
|---|--|

V 岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度Q & A

■ 国の被災者生活再建支援制度との関係

Q 1. 被害の程度の認定に変更があり、国の被災者生活再建支援法が適用されることとなった場合、県の制度との関係はどう考えるのか。

A 1.

- 本制度は、国の制度では不十分な部分を補完するための制度として創設したもの。
- 県内において国の被災者生活再建支援制度が適用される自然災害が発生した場合、その支援の対象となる世帯については、本制度は適用しない。
※中規模半壊世帯で賃借を行う世帯については本制度を適用する。
- 国制度に係る事務は、「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」による。

■ 「世帯」について

Q 2. 数世帯が同一の住宅に同居している場合、「世帯」の取扱いはどうするのか。

A 2.

- 本制度では、住宅被害に着目しているが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位でなく、「世帯」単位としている。
- 「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅および生計を一つにする者の集まり、または独立して生計を維持する単身者」をいう。
- したがって、数世帯が同一家屋（いわゆる2世帯住宅の類を含む。）に同居しているものの、いずれも生計を1つにしていないと認められる場合は、それぞれを「世帯」として取り扱う。
- この場合の確認書類としては、まずは、災害発生時において、住民票が別になっていることを確認することになる。
- 住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も別の世帯であることが明らかであると考えられるため、支払い料金の明細等で確認し、住民票を補完する資料として申請書に添付を求めることとなる。

■ 世帯数について

Q 3. 被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合や世帯全員が亡くなられた場合の世帯の取り扱いはどうなるのか。

A 3.

- 世帯の構成数は、原則として災害が発生した日を基準とするものであり、被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合は、複数世帯として支援金の申請を行うことができる。ただし、世帯全員が亡くなられた場合には、本制度の対象とはならない。

■ 世帯主以外による申請について

Q 4. 支援金の支給は、被災世帯の世帯主の申請に基づき行うとされているが、「世帯主」が事情により申請できない場合の取り扱いはどうなるのか。

A 4.

- 「世帯主」とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。
- 「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 2. の A 2. にあるとおり、電気、水道等の料金明細が提出される場合には、その契約者ということになる。
- 支援金の支給申請は、世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を当該世帯主に準じる者として、支給申請を行える者として取り扱って差し支えない。
- なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、申請書にその理由を記載してもらい、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

■ 住民票を有しない者の居住の確認について

Q 5. 当該市町村に住民登録をしていない（住民票を有しない）被災者の取扱いはどうなるか。

A 5.

- 一義的には、住民票が判断材料となるが、住民票を有していないからといって対象世帯とならないわけではない。
- 当該世帯が被災した住宅を生活の本拠として日常的に使用しているかどうかによって判断することとなる。
- 住民票により居住の確認ができない場合は、水道、電気等の料金明細、郵便物、民生委員や町内会長による居住証明、NHKの受信料の領収書、携帯電話等の請求書、金融機関の通帳、通学証明書等により、申請者の氏名と住所（被災した居所のもの）が明記されていることを確認することとなる。

■ 住宅の定義について

Q 6. 「居住用住宅」の範囲を教えてください。例えば、「母屋」は全壊等に至らなかったが、「離れ」が全壊等した場合はどうなるのか。

A 6.

- 「居住用住宅」とは、現実に居住のために使用している建物をいう。したがって、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら「居住する住宅」には含まれない。
- また、いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うこととなる。
つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に係る「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下「運用指針」という。）に則り、「母屋」および「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合または住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うこととなる。

■ 店舗兼住宅について

Q 7. 店舗兼住宅が被災した場合の取扱いを教えてください。

A 7.

- 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分（店舗部分）は原則として住宅に含まず、その居住する部分（住宅部分）について調査を行う。
- ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能である。
- 例えば、1階に店舗部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行う。
その結果、住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

■ 集合住宅の判定方法について

Q 8. 集合住宅の判定方法はどうすればよいのか。

A 8.

- 建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は、建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。
- ただし、水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合は、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し認定することも必要である。

■ 被害認定の方法について

Q 9. 住宅の被害の程度は何をもって判断するのか。

A 9.

- 本制度における住宅の被害の程度の判断は、内閣府作成の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、市町村が行う。
- すなわち、市町村が被災者に対し発行する罹災証明書により判断するものとする。

Q10. 浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイントはあるのか。

A10.

- 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、または通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。
- 例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張しているときは、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。
- また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。さらに、浸水被害をもたらす台風災害においては、強風による屋根や天井の被害、水圧若しくは土石や泥流の流入による柱や基礎の被害を伴う場合もある。
- 床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」水害編に基づき、執り行われたい。

■ **大規模半壊認定基準について**

Q11. 損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A11.

- 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

■ **軽量鉄骨造の住家について**

Q12. 軽量鉄骨造の住家の調査・判定はどうするのか。

A12.

- 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における「鉄骨系プレハブ住宅」に該当するものとして調査・判定する。

■ 住宅を解体する「やむを得ない」事由について

Q 1 3. 半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準を教えてください。

A 1 3.

- 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」である。
- 様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。
- また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。
具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、ケースごとに判断する必要がある。

■ 住宅を解体する時期について

Q 1 4. 半壊世帯や敷地被害世帯は、いつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 1 4.

- 支援金の支給を受けるためには、支給申請書を提出する必要がある、これには住宅の被害状況を記入し、罹災証明書、登記簿謄本（滅失登記済）など住宅の被害等を証明する書類の添付が必要である。
- そのため、「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。
- なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」について慎重に判断する必要がある。

■ 支援金の使途について

Q 1 5. 支援金については、使途制限はないのか。

A 1 5.

- 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要もない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途については限定は付されていない。

Q 1 6. 加算支援金の申請は、住宅の再建前に申請が可能か。

A 1 6.

- 加算支援金は、例えば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで申請することが可能である。

■ 居住形態の変更について

Q 1 7. 住宅が全壊したので、いったん賃貸住宅に入居して、「賃借」に係る加算支援金の支給を受けたが、その後、申請期間内に住宅を建て替えることとして、申請内容を変更することは可能か。

A 1 7.

- 可能である。
- 賃貸住宅に入居した時点で50万円（単身世帯であれば37.5万円）の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円（単身世帯であれば150万円）を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

■ 被災後に世帯を分ける場合の取扱い

Q 1 8. 構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合、基礎支援金、加算支援金の申請は、一つの世帯として考えるのか。

A 1 8.

- 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給することとなる。

■ 世帯外の者との共有名義について

Q 1 9. 住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 1 9.

- 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。
- 例えば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

■ 複数の被災世帯の同居について

Q20. 別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるか。

A20.

- 共同契約、共有名義で、その複数の世帯がすべて当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給することとなる。
- 別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

■ 「全壊世帯」が補修する場合について

Q21. 全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は受領できるのか。

A21.

- 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給するものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円（単身世帯では75万円）の申請を行うことができる。

■ 「建設」と「補修」の定義について

Q22. 「建設」と「補修」の定義はどう考えればよいのか。

A22.

- 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。
- 被災世帯が、従前の建物以外の建物（以下「別の建物」という。）を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合や、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。
- ただし、いずれの場合も、被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とするものである。

Q 2 3. 以下の改築（残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る。）の場合は、加算支援金で「建設」または「補修」のどちらになるのか。
また、各ケースにおいて、改築ではなく増築（被災住宅以上の規模の住宅を造る。）とした場合はどうか。

- ① 被災住宅の一部（例えば基礎や柱）を残して解体し、改築した場合
- ② 床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合
- ③ 被災した部分のみ（例えば、居間一室やトイレのみ）を解体し、改築した場合。また、被災住宅の一部を残して解体（被災部分の一部除却）し、その一部と空間を空けて新築した場合

A 2 3.

- 一般的には以下のように解される。
ただし、個々のケースの実態に応じて判断を行う必要がある。
なお、増築部分があっても考慮する必要はない。
- ① 補修 （増築の場合も同じ。）
- ② 補修 （ 〃 ）
- ③ ともに補修 （ 〃 ）

Q 2 4. 被災世帯（親）が住宅を解体して、子の住宅（被害無し）を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」または「補修」のどちらになるのか。
また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるか。

A 2 4.

- 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」として取り扱う。
- 名義は、被災世帯である場合に限るものとする（子と共有でも可能）。

■ 災害救助法に基づく応急修理について

Q 2 5. 災害救助法に基づく応急修理は、住宅を補修した場合に該当するのか。

A 2 5.

- 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住宅の再建を支援する本制度の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは、本制度における「補修」には該当しない。
- なお、災害救助法に基づく応急修理は、地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

■ 従前住宅の解体撤去費について

Q 2 6. 解体のみを行った場合、加算支援金を申請することはできるか。

A 2 6.

- 加算支援金が支給されるのは、住宅に全壊等の被害を受けた被災者が、その居住する住宅の建設、購入若しくは補修又は民間賃貸住宅に入居した場合である。
- 基礎支援金は全壊等の被害があれば支給され、その使途に制限はないので、解体撤去費に充てることも可能である。

■ 親戚等の住居を賃借した場合について

Q 2 7. 親兄弟や親戚縁者等の住居の一部を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したのものとして加算支援金を支給できるのか。

A 2 7.

- 使用料、賃借料が発生した場合は、対象となる。
ただし、契約書等証拠書類を必要とする。

■ 賃貸住宅の範囲について

Q 2 8. 賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A 2 8.

- 本制度の趣旨から、住宅の再建は恒久的なものであることが要件であり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。
- 敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認する必要がある。

■ 再建先を老人ホームにした者への支援について

Q 2 9. 高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A 2 9.

- 老人ホームの形態や契約内容等によって、「賃借」に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断する必要がある。
- なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）に入所した場合は、いずれにも該当しないものと解される。

■ 被災市町村外で住宅再建を行う場合の取扱いについて

Q 3 0. 被災者が被災市町村外で住宅を再建した場合も、支援金支給対象となるか。

A 3 0.

- 県制度は、被災市町村外で住宅を再建した場合も対象としているが、市町村の支援制度において、加算支援金については、被災時に居住していた市町村内で住宅の再建を行う場合に限るといった条件を独自に付すことを妨げるものではない。

■ 申請時の添付書類について

Q 3 1. 加算支援金の申請にあたっては、契約書等の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書等で代替することは可能か。

A 3 1.

- 原則として、契約書（経費の内訳が分かる書類を含むこと。）の写しの提出を求める。
- ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合、見積書と併せて工事の写真や領収書（宛名に世帯主の氏名が記載されたものに限る）などを添付することで契約書に代替できるものとする。